

全国初！レッドゾーンからの移転促進

土砂災害特別警戒区域内にお住まい の方の移転を応援します

熊本県は、土砂災害から県民の生命・身体を守るため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方々の移転を促進する、「土砂災害危険住宅移転促進事業」の要項を定め、本市町村へ通知しました。

本事業を活用し、危険地区からの移転により安全を確保するだけでなく、移転先の集落への集積を図ることにより、地域コミュニティの活性化、さらには、生活の利便性向上や住民サービスの充実につながることを期待されます。

1 事業の特徴

- レッドゾーン内の住宅に集団移転等の条件を付けず、1戸でも補助の対象とする
- 急傾斜地のみならず、土石流、地すべりのレッドゾーンも対象とする

2 事業の概要

レッドゾーン内の住宅の移転等に要する経費を補助する市町村に対し、補助金を交付する

対象：土砂災害特別警戒区域内に存する建築物で、その全部又は一部を住宅（賃貸住宅を除く。）の用途に供するもの

交付要件：○土砂災害危険住宅を除却すること
○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）外へ移転すること
○熊本県内に移転すること

補助金額：最大300万円/戸

（住宅除却費、移転経費、住宅の建設・購入費、移転先のリフォーム費等）

※一定の条件を満たせば、既存制度の「がけ地近接等危険住宅移転事業」と併せ、最大1100万円の補助が可能

3 今後の予定

- 4月21日 市町村説明会
- 6月頃 市町村の要項策定及び補正予算
- 7月上旬 市町村による住宅移転事業受付開始

【お問い合わせ先】

砂防課 防災管理班

仲田、田尻（内線：6264）ダイヤルイン：333-2553

建築課 建築物安全推進室 安全推進班

佐澤、井手（内線：6233）ダイヤルイン：333-2535